

竹 福 第 251 号
令和 3 年 7 月 19 日

保育所保護者 各位

竹富町長 西大舩 高旬
(公 印 省 略)

八重山郡外に渡航した場合の登所の判断基準について (通知)

日頃より新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力を頂き感謝申し上げます。
八重山郡外へ渡航した場合の対応を下記のとおり実施しますので、ご協力お願いいたします。

【本人が郡外（沖縄本島等八重山以外の県内他地域及び県外の緊急事態宣言地域）へ渡航した場合】

- (1) 当該地域への渡航は、原則自粛するようにしてください。
- (2) やむを得ない事情で渡航した場合、帰島する直前に園児本人が PCR 検査を受け、帰島後に陰性証明を保育所へ提出してください。（受診機関から送られてくる結果メールを保育所のメールアドレスへ転送するか、登所の際に保育士へ結果メールの提示でも可とします。）提出できない場合は7日間の自宅待機・登所停止となります。
- (3) 同居家族等が渡航した場合は14日間の健康観察とします。

※陰性証明とは、PCR 検査及び抗原検査の結果となります。

PCR 検査は、石垣空港や那覇空港、石垣島 PCR 検査センターにて受けることができます。（要予約、自己負担）

※サイト名「離島空港 PCR 検査プロジェクトについて」等をご活用ください。（検査結果はメールにて通知されます。）

※緊急事態宣言の対象地域が追加された場合、同様に扱うものとします。

【上記以外の地域への渡航について】

- (1) 不要不急な渡航は、自粛するようにしてください。
- (2) やむを得ない事情で渡航する場合は、渡航前後の十分な健康観察及び渡航先では感染リスクが高い場所へ行くことや大人数での会食を控えるなど、感染予防対策を徹底するようにしてください。
- (3) やむを得ない事情で渡航した場合、帰島後14日間の健康観察とします。（同居家族等が渡航した場合も同様の取扱いとなります。）自宅待機は行いません。

○保育所のメールアドレス

施設名	メールアドレス
竹富保育所	taketomi-hoiku@coda.ocn.ne.jp
黒島保育所	kuroshima-hoiku@flute.ocn.ne.jp
小浜保育所	kohama-hoiku@flute.ocn.ne.jp
大富保育所	ootomi-hoiku@coda.ocn.ne.jp
上原保育所	uehara-hoiku@coda.ocn.ne.jp
西表保育所	iriomote-hoiku@beach.ocn.ne.jp
波照間保育所	hateruma-hoiku@flute.ocn.ne.jp

竹富町福祉支援課

子育て支援係

TEL : 8 3 - 7 4 1 5

FAX : 8 2 - 3 7 4 5